

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百二十五条の七第一項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十五条の七第一項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件（平成二十七年金融庁告示第六十七号）の一部を次のように改正する。

令和三年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十五条の七第一項に規定する金融庁長官が指定するものは、当事者の一方が相手方に支払う金銭が固定金利に基づくものであり、かつ、相手方が当事者の一方に支払う金銭が変動金利に基づくもののうち、次の各号に掲げる要件の全てを満たす取引であつて、株式会社日本証券クリアリング機構が当該取引に基づく債務をその行う金融商品債務引受業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業をいう。）の対象としているものとし、複数の異なる取引を同時に成立させることを条件として、当該取引の当事者のいずれかが一括して注文するものを含むものとする。 一 変動金利がTONA複利（後決め）に該当するものであること。 〔二〃四 略〕 〔号を削る。〕 五〃 〔略〕 六〃 固定金利について、次のイ及びロに掲げる要件に該当するものであること。 イ 金銭の支払の周期が一年のものであること。 ロ 〔略〕	〔同上〕 一 変動金利が六か月物の円LIBORに該当するものであること。 〔二〃四 同上〕 五〃 金利支払日及び金利更改日に係る営業日の基準となる都市として東京及びロンドンを指定するものであること。 六〃 〔同上〕 七〃 〔同上〕 イ 金銭の支払の周期が六月のものであること。 ロ 〔同上〕

七 変動金利について、次のイ及びロに掲げる要件に該当するものであること。 イ 金銭の支払の周期が<u>一年</u>のものであること。 ロ 利息の計算期間の実日数を<u>三百六十五</u>で除したものを利息の日数の計算方法に用いるものであること。	八 「同上」 イ 金銭の支払の周期が<u>六月</u>のものであること。 ロ 利息の計算期間の実日数を<u>三百六十</u>で除したものを利息の日数の計算方法に用いるものであること。
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この告示は、令和三年十二月六日から適用する。